

連携機関:化学生物総合管理学会

星川欣孝

1. 教育活動の趣旨等

特定非営利活動法人化学生物総合管理学会は、化学物質や生物のリスクに対する社会の関心が高まり、国際的論議もますます広がっている状況を踏まえ、化学物質（ナノテクノロジー関連を含む）や生物のリスクの評価や管理に関心を持ち、あるいは日々こうした分野で実践にまたは研究に携わる方々が、科学的な知見と論理的思考を踏まえつつ広く相互に意見を交換し自己を研鑽するとともに、社会に広く提言・発信する拠点として2004年1月に設立された。

本学会の主な活動は、学会誌『化学生物総合管理』の年2回以上の発行、学術総会と春季討論集会の開催、会員の自由な発意による研究会の設置ならびに講師招聘による講演会の開催等であり、これまでの活動の要点は学会ウェブサイトに掲載されている。[\(http://www.cbims.net/\)](http://www.cbims.net/)

「知の市場」の公開講座に関する活動については、その前身である「化学・生物総合管理の再教育講座」が2004年度に開設された時点からその趣旨に賛同して連携機関として参画している。

2. 連携内容

(1) 2010年度連携状況

2010年度の連携状況は、早稲田大学規範科学総合研究所と連携する「WT111: 化学物質総合評価1」と「WT131a: 農薬総合管理」および東京工業大学社会人教育院と連携する「TT121: 化学物質総合管理1」と「TT113a: 発がん毒性特論」を担当した。

(2) 2011年度連携状況

2011年度の連携状況は、2010年度と同様に早稲田大学規範科学総合研究所と連携する「WT111: 化学物質総合評価1」と「WT131a: 農薬総合管理」に加えて、お茶の水女子大学ライフワールドウォッチセンター(増田研究室)と連携する「CT133: 化学物質総合経営概論」を担当する。後者の「CT133: 化学物質総合経営概論」は2011年度に新たに設置される科目で、その概要を示すと以下のとおり。

科目名	化学物質総合経営概論
副題	化学物質総合管理を目指す国際協調活動に学ぶ －基本的枠組みと付加価値を生み出す次の一手－
概要	化学物質総合管理の概念・体系は1970年代からOECD（経済協力開発機構）が加盟国の支援を得て確立した。それはその後1992年のUNCED（国連環境開発会議）で合意されたアジェンダ21第19章を積極的に遂行する基礎となり、また各国が化学物質管理能力を抜本的に強化する実効的かつ標準的な法律制度などを構築する基盤となっている。しかし日本は未だ化学物質総合管理に

	<p>対応した法制への転換を果たしていない。</p> <p>この科目では、化学物質総合管理に係る OECD、UNCED などの国際協調活動や米国、EU などの先進的な取組みを紹介しつつ、化学物質総合管理の基本的な概念や枠組みを概説した後、日本の企業や行政機関などの各セクターの化学物質総合管理能力を評価し、その課題について論考する。</p> <p>また、化学物質総合管理を付加価値を生み出す化学物質総合経営に進化させていくための方策について事例研究を通して論じる。</p>
--	--

3. その他、抱負や提案など

化学物質総合管理の概念は、社会で取り扱われる化学物質の人および環境に対するリスクを包括的かつ効率的に管理する方策として OECD が 1970 年代から加盟国の協力を得て確立してきた。それゆえ日本政府には、OECD 理事会がこれに関して採択した決議・勧告を化学物質規制の近代化や効率化に活用するだけでなく、国際協調にも配慮して対処する責務がある。

新規科目の「CT133: 化学物質総合経営概論」の講義の基調は、化学物質のリスク管理を実際に担っている事業者や消費者のリスク管理意識を涵養し、最終的には社会全体のリスク管理能力や産業競争力を改善するために、日本の法制を今や化学物質管理の世界的な潮流になっている化学物質総合管理の法制に変革する必要があるという問題提起にある。

なお、この科目の講義別の講義名と講義概要を示すと以下のとおり。

構成	講義名	講義概要
はじめに	化学物質管理と付加価値	化学物質のもたらすリスクを社会全体として適切に管理することは 1970 年代以降重要な課題として世界で論じられてきた。日本で起こった事件・事故の事例を紹介しながらこの国際的な潮流の意味を考える導入部とする。加えて、化学物質管理をコスト要因としてとらえてきた現状から脱却して付加価値要因として生かしていく視点の重要性について論じる。
1. 国際協調活動の進展	(1) UNCED 開催以前の取組みと化学物質総合管理の確立	化学物質総合管理に関連する ILO (国際労働機関)、IPCS (国際化学物質安全計画)、IARC (国際がん研究機関)などの国際機関の活動を1992年の UNCED(国連環境開発会議)以前の取組みを中心に紹介しつつ、主に化学物質総合管理の概念の確立に向けた OECD の様々な活動について論考する。
	(2) 化学産業界の取組みと化学物質総合管理への自主管理の導入	先進国の化学産業界は UNCED の開催に先立つ 1990 年に ICCA (国際化学工業協会協議会) を設立してレスポンシブル・ケアという自主管理活動を協働で推進することを公約した。ICCA の特徴的な活動および日本化学工業協会のレスポンシブル・ケア体制の構築などについて論考する。
	(3) UNCED 開催以後の取	1992年の UNCEDで合意されたアジェンダ 21は地球環境問題に対処する初めての世界的な行動計画であった。その中でも化学物質総

	組みと化学物質総合管理の展開	合管理を目指す分野では、国際機関や各国政府のみならず経済界、労働界、学界、消費者・市民運動などが一堂に会しながら協働する体制が構築され、国際活動のあり方を大きく変えた。その活動の成果とその後の展開について論考する。
	(4) SAICMと世界行動計画	UNCED 後の国際的取組みは、2002 年の WSSD(持続可能な発展に関する世界首脳会議)そして 2006 年の ICCM(国際化学物質管理会議)に引き継がれ、SAICM(国際化学物質管理の戦略的アプローチ)の合意へと進展している。SAICM を概観したうえで、特に各セクターに対して具体的な行動として要請されている 273 項目にわたる世界行動計画について、日本の対応の現状も含めて論考する。
	(5) UNITAR の支援活動	UNITAR (国連研修調査所) はアジェンダ 21 において各国の管理能力強化を支援する役割を分担して手引きの作成や途上国支援を行い、その後 SAICM (国際化学物質管理の戦略的アプローチ)においても同様の役割を担っている。UNITAR が分担した課題の成果およびそれらに対する日本の取組みの実態について論考する。
2. 主要先進国の概況	(1) 米国・カナダの概況	化学物質総合管理の概念に基づく法律制度などを整備している諸外国の状況を概観する。米国の TSCA (有害物質管理法)、カナダの CEPA (カナダ環境保護法)、EU (欧州連合) の REACH (化学物質の登録、評価、認可、制限) 規則、オーストラリアの ICA (産業化学物質法) などの制定と改正の経緯や特徴そして基本的な構造について論考する。
	(2) EU・オーストラリアの概況	
3. 化学物質総合管理による国際競争力の強化	事例研究－コスト要因を付加価値要因に転化－	REACH 規則は環境保護法の側面だけでなく、競争力強化法の側面を持っている。化学物質総合管理が持つ競争力強化の側面について、化学物質総合管理を活用して競争力の強化を実現している事例を紹介し、付加価値を生み出す化学物質総合管理の在り方について論考する。
4. 化学物質総合管理の基本構造	(1) 基本的管理制度の概要	化学物質総合管理に係る国際機関の協調活動の成果や欧米先進国の法制に見られる化学物質総合管理の共通管理事項、さらには UNITAR が作成した手引きなどに示されている化学物質総合管理の基本的管理制度のあり方を検証し、その実現に必要な化学物質の総合管理に係る法制のあり方について論考する。
	(2) 化学物質総合管理法試案の概要	日本の化学物質管理能力を社会全体として改善するには、化学物質総合管理の概念を取り入れて時代遅れの取締法的法律群を整理統合する必要がある。この認識に基づき 2007 年 12 月に発表した「化学物質の総合管理に関する法律(案)」の骨子を構成する総則、管理の標準的手順、基本的管理制度、執行体制の整備などについて説明する。
5. 日本の概況と課	(1) 化学物質審査規制法の	日本は OECD が総合管理の概念を検討していた時期に化審法を制定した。その後労働安全衛生法に新規化学物質審査制度を導入し

題	制定以後の概況	た結果、二重の構造が生じた。さらに安全データシート制度 (SDS) は化学物質管理促進法などで三重になっている。一方でハザード分類・表示の世界調和システム (GHS) については法律を定めず導入した。こうした国際協調を軽視した対応の問題点について論考する。
	(2) 国際合意との乖離－ハザード分類・表示の世界調和システム (GHS) などを例に－	国際協調体制の下で合意された共通管理事項や基本管理制度には、長年の国際的論議を踏まえて目的・理念が掲げられて重要な国際合意の一部をなしている。日本は未だ履行していない国際合意が多々あるだけでなく、こうした目的・理念を反映していない実施事例が多々ある。ハザード分類・表示の世界調和システム (GHS) とナノ材料を例にして実効性や効率性の観点からこうした状況について論考する。
	(3) 化学物質総合管理活動の評価指標と評価結果	化学物質総合管理は企業・産業界にとどまらず、あらゆるセクターが当事者として取り組むべき課題である。各セクターの化学物質総合管理に関する活動を評価する評価指標の開発について述べつつ、これに基づく評価結果と日本におけるキャパシティ・ビルディングの課題について論考する。
まとめ	化学物質総合経営	化学物質のもたらすリスクを社会全体として適切に管理しながら、同時に付加価値を増大させて人々の生活の糧を強固なものとするため、社会制度的な側面、科学技術的な側面、人材育成的な側面など日本が直面する諸々の課題について検証する。合わせて化学物質総合管理が化学物質総合経営に進化していく状況について論じる。